

令和4年6月9日

久慈市議会議長 畑 中 勇 吉 様

久慈市長 遠 藤 譲 一

議案等の送付について

第28回久慈市議会定例会議に提出する次の議案等を別添のとおり送付します。

記

議案第1号	令和4年度久慈市一般会計補正予算（第3号）	総務部
議案第2号	令和4年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	生活福祉部
議案第3号	市税条例等の一部を改正する条例	総務部
議案第4号	消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第5号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	生活福祉部
報告第1号	職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について	山形総合支所

議案第1号

令和4年度

久慈市一般会計補正予算

(第3号)

令和4年度久慈市一般会計補正予算(第3号)

令和4年度久慈市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,266,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,085,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月9日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円	千円	千円
		3,758,089	378,627	4,136,716
	1 国庫負担金	2,333,321	610	2,333,931
	2 国庫補助金	1,307,604	378,017	1,685,621
15 県支出金		1,561,238	33,805	1,595,043
	1 県負担金	861,789	305	862,094
	2 県補助金	595,025	33,486	628,511
	3 委託金	104,424	14	104,438
17 寄附金		411,000	1,000	412,000
	1 寄附金	411,000	1,000	412,000
18 繰入金		648,886	190,442	839,328
	1 基金繰入金	648,886	190,442	839,328
20 諸収入		634,860	21,106	655,966
	4 雑入	389,413	21,106	410,519
21 市債		1,758,820	641,600	2,400,420
	1 市債	1,758,820	641,600	2,400,420
歳 入 合 計		20,818,816	1,266,580	22,085,396

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		3,747,554	75,587	3,823,141
	1 総務管理費	3,303,507	75,587	3,379,094
3 民生費		6,564,702	876	6,565,578
	1 社会福祉費	3,032,918	522	3,033,440
	2 児童福祉費	2,848,562	354	2,848,916
4 衛生費		1,633,076	30,994	1,664,070
	1 保健衛生費	955,273	30,994	986,267
6 農林水産業費		932,268	48,687	980,955
	1 農業費	368,817	35,998	404,815
	2 林業費	167,929	78	168,007
	3 水産業費	395,522	12,611	408,133
7 商工費		1,163,089	28,495	1,191,584
	1 商工費	1,163,089	28,495	1,191,584
8 土木費		1,061,343	564,500	1,625,843
	2 道路橋梁費	583,466	529,500	1,112,966
	3 河川費	11,304	20,000	31,304
	5 都市計画費	327,163	15,000	342,163
9 消防費		1,039,419	48,715	1,088,134
	1 消防費	1,039,419	48,715	1,088,134
10 教育費		1,730,213	468,726	2,198,939
	1 教育総務費	221,061	0	221,061
	2 小学校費	304,743	285,185	589,928
	3 中学校費	245,092	160,489	405,581
	4 社会教育費	396,666	942	397,608
	5 保健体育費	562,651	22,110	584,761
歳 出 合 計		20,818,816	1,266,580	22,085,396

第2表 地方債補正

(1) 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	千円 20,000	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園整備事業	4,500	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	275,500	同上	同上	同上

(2) 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設事業	千円 685,600	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
防犯灯整備事業	37,800	同上	同上	同上
農業振興事業	6,100	同上	同上	同上
畜産環境総合整備事業	23,900	同上	同上	同上
漁港整備事業	96,600	同上	同上	同上
観光振興事業	214,900	同上	同上	同上
道路整備事業	134,300	同上	同上	同上

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 692,000	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
35,900	同上	同上	同上
36,500	同上	同上	同上
24,200	同上	同上	同上
101,300	同上	同上	同上
215,900	同上	同上	同上
435,000	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	3,758,089	378,627	4,136,716
15 県支出金	1,561,238	33,805	1,595,043
17 寄附金	411,000	1,000	412,000
18 繰入金	648,886	190,442	839,328
20 諸収入	634,860	21,106	655,966
21 市債	1,758,820	641,600	2,400,420
歳入合計	20,818,816	1,266,580	22,085,396

一般会計補正予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,747,554	75,587	3,823,141
3 民生費	6,564,702	876	6,565,578
4 衛生費	1,633,076	30,994	1,664,070
6 農林水産業費	932,268	48,687	980,955
7 商工費	1,163,089	28,495	1,191,584
8 土木費	1,061,343	564,500	1,625,843
9 消防費	1,039,419	48,715	1,088,134
10 教育費	1,730,213	468,726	2,198,939
歳出合計	20,818,816	1,266,580	22,085,396

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
18,293	4,500	32,783	20,011
265			611
4,447		437	26,110
7,808	35,400		5,479
13,725	1,000	4,142	9,628
206,356	325,200	10,000	22,944
4,675		27	44,013
147,206	275,500	27,106	18,914
402,775	641,600	74,495	147,710

2 歳 入

14款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 衛生費負担金	188,053	610	188,663
計	2,333,321	610	2,333,931

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費補助金	777,618	6,156	783,774
2 民生費補助金	204,549	4,529	209,078
3 衛生費補助金	106,964	3,532	110,496
4 土木費補助金	198,417	201,226	399,643
5 教育費補助金	16,011	151,899	167,910
6 消防費補助金	4,045	4,675	8,720
7 商工費補助金	0	6,000	6,000
計	1,307,604	378,017	1,685,621

15款 県支出金

1項 県負担金

3 衛生費負担金	305	305	610
計	861,789	305	862,094

15款 県支出金

2項 県補助金

1 総務費補助金	63,253	16,474	79,727
5 農林水産業費補助金	258,051	4,239	262,290
7 教育費補助金	6,264	373	6,637
8 商工費補助金	15,700	12,400	28,100
計	595,025	33,486	628,511

節		説明	千円
区分	金額		
1 保健衛生	610	養育医療事業	610

1 電子自治体	4,701	マイナポイント事業費補助金	4,701
2 地域活性化	652	地方創生推進交付金	652
4 公共交通	803	地域公共交通計画推進事業	803
2 児童福祉	4,529	母子家庭等対策総合支援事業	265
		子育て世帯への臨時特例給付金	3,855
		保育士等処遇改善臨時特例交付金	409
2 保健衛生	3,532	感染症予防事業費等補助金	3,532
1 土木	201,226	社会資本整備総合交付金（道路新設改良事業）	△35,360
		道路メンテナンス事業費補助	191,697
		無電柱化推進事業費補助	8,497
		道路交通安全施設等整備事業費補助	36,392
5 学校施設	151,899	学校施設整備事業	151,899
2 消防	4,675	消防団設備整備費補助金	4,675
1 観光費	6,000	地域の観光資源を活用した看板商品創出事業費補助金	6,000

1 保健衛生	305	養育医療事業	305
--------	-----	--------	-----

4 交通対策	2,410	地域公共交通活性化推進事業費補助金	2,410
5 地域経営推進費	9,064	地域経営推進費	9,064
6 エネルギー	5,000	自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金	5,000
2 農業振興	1,828	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	△365
		経営所得安定対策推進事業	693
		農業人材力強化総合支援事業費	△3,000
		新規就農者育成総合対策事業	4,500
3 畜産振興	2,411	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	365
		畜産環境総合整備事業	2,046
2 学校教育	373	緊急スクールカウンセラー等活用事業	373
1 商工業振興	12,400	企業立地促進奨励事業費補助金	7,400
		クリーンエネルギー導入支援事業費補助金	5,000

14款 国庫支出金 15款 県支出金

15款 県支出金
3項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 農林水産業費委託金	2	14	16
計	104,424	14	104,438

17款 寄附金
1項 寄附金

2 総務費寄附金	0	1,000	1,000
計	411,000	1,000	412,000

18款 繰入金
1項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	409,000	138,053	547,053
9 公共施設整備基金繰入金	0	52,389	52,389
計	648,886	190,442	839,328

20款 諸収入
4項 雑入

4 雑入	388,913	21,106	410,019
計	389,413	21,106	410,519

21款 市債
1項 市債

1 総務債	729,900	4,500	734,400
2 農林水産業債	131,100	35,400	166,500
3 商工債	217,800	1,000	218,800
4 土木債	179,600	325,200	504,800
5 教育債	16,700	275,500	292,200
計	1,758,820	641,600	2,400,420

節		説明	千円
区分	金額		
2	林業振興	鳥獣保護区等指定事前調査	14

1	総務費寄附金	企業版ふるさと納税寄附金	1,000
---	--------	--------------	-------

1	財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金	138,053
1	公共施設整備基金繰入金	公共施設整備基金繰入金	52,389

21	雑入	養育医療費用 437 地域文化施設公演事業 5,000 建物損害共済金 3,142 防火防災訓練補償等共済保険金 27	8,606
22	コミュニティ	自治総合センターコミュニティ助成金	12,500

2	総務管理	公共施設事業債 6,400 防犯灯整備事業債 △1,900	4,500
1	農業	農業振興事業債 30,400 畜産環境総合整備事業債 300	30,700
3	水産業	漁港整備事業債	4,700
2	観光振興	観光振興事業債	1,000
1	道路橋梁	道路整備事業債	300,700
3	河川	河川整備事業債	20,000
4	都市計画	公園整備事業債	4,500
1	文教施設	学校教育施設等整備事業債	275,500

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 一般管理費	965,641	4,701	970,342	4,701			
5 財産管理費	204,217	2,956	207,173		6,400		△3,444
6 企画費	1,772,181	36,632	1,808,813	11,492		2,500	22,640
8 市民センター費	219,239	31,163	250,402			30,283	880
10 諸費	75,678	135	75,813	2,100	△1,900		△65
計	3,303,507	75,587	3,379,094	18,293	4,500	32,783	20,011

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,697,016	83	1,697,099				83
2 老人福祉費	1,330,139	439	1,330,578				439
計	3,032,918	522	3,033,440				522

区 分	金 額	説 明	千円
			千円
1 報酬	1,710	社会保障・税番号制度対策事業費	4,701
3 職員手当等	371		
4 共済費	346		
10 需用費	342		
13 使用料及び賃借料	1,932		
10 需用費	692	車両管理経費	322
17 備品購入費	2,264	分庁舎機能向上事業費	2,634
1 報酬	2,088	男女共同参画推進事業費	837
3 職員手当等	278	移住・定住促進事業費	54
4 共済費	373	地域公共交通事業費	13,789
7 報償費	340	地域おこし協力隊設置経費	3,670
8 旅費	319	集落支援員設置経費	2,966
10 需用費	30	広域道の駅整備事業費〔債務負担〕	
11 役務費	804	(財源更正)	1,965
12 委託料	16,484	移住コーディネーター設置経費	2,625
13 使用料及び賃借料	649	太古ロマンのまちづくり推進事業費〔地方創生〕	4,575
15 原材料費	393	自立・分散型エネルギー供給スキーム設計事業費	5,000
17 備品購入費	54	歴史文化で結ぶ都市間交流事業費	616
18 負担金、補助及び交付金	14,820	コミュニティ助成事業補助金	2,500
10 需用費	880	市民センター運営管理費	31,163
12 委託料	2,343		
14 工事請負費	27,940		
7 報償費	△50	自衛官募集事務経費	135
10 需用費	35	防犯灯設置・維持管理経費	△3,977
11 役務費	25	市有防犯灯LED化事業費	3,977
12 委託料	△3,925		
13 使用料及び賃借料	73		
14 工事請負費	3,977		

22 償還金、利子及び割引料	83	社会福祉事務費	83
19 扶助費	439	高齢者補聴器購入費助成事業費	439

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	432,142	354	432,496	265			89
計	2,848,562	354	2,848,916	265			89

4款 衛生費
1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	449,419	2,177	451,596	915		437	825
2 老人保健費	67,151	403	67,554				403
3 予防費	406,564	28,414	434,978	3,532			24,882
計	955,273	30,994	986,267	4,447		437	26,110

6款 農林水産業費
1項 農業費

3 農業振興費	63,635	1,670	65,305	1,828			△158
4 畜産業費	127,847	33,488	161,335	2,411	30,700		377
6 地籍調査費	5,056	840	5,896				840
計	368,817	35,998	404,815	4,239	30,700		1,059

6款 農林水産業費
2項 林業費

1 林業総務費	34,033	0	34,033	14			△14
2 林業振興費	133,896	78	133,974				78
計	167,929	78	168,007	14			64

節		説 明	千円
区 分	金 額		
19 扶助費	354	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	354

10 需用費	374	元気の泉保健推進施設維持管理費	374
12 委託料	3	養育医療給付事業費	1,803
19 扶助費	1,800		
12 委託料	403	健康増進事業費	403
10 需用費	61	感染症予防事業費	28,414
11 役務費	339		
12 委託料	26,940		
18 負担金、補助及び交付金	1,074		

1 報酬	427	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費	△548
3 職員手当等	185	農業人材強化総合支援事業費	△3,000
4 共済費	76	経営所得安定対策等推進事業費	718
8 旅費	30	新規就農者育成総合対策事業費	4,500
18 負担金、補助及び交付金	952		
12 委託料	4,000	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費	548
18 負担金、補助及び交付金	29,488	短角牛商品開発・PR事業費	4,000
		畜産環境総合整備事業費（ストックマネジメント事業）	2,467
		短角牛生産基盤整備事業費	26,473
12 委託料	840	地籍調査事業費	840

		林業総務事務費 (財源更正)	14
18 負担金、補助及び交付金	78	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業補助金	78

3款 民生費 4款 衛生費 6款 農林水産業費

6款 農林水産業費
3項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 水産業振興費	42,508	6,814	49,322	3,555			3,259
3 漁港管理費	5,054	1,089	6,143				1,089
4 漁港建設費	234,920	4,708	239,628		4,700		8
計	395,522	12,611	408,133	3,555	4,700		4,356

7款 商工費
1項 商工費

2 商工業振興費	520,275	16,720	536,995	7,400			9,320
3 観光費	414,567	11,775	426,342	6,325	1,000	4,142	308
計	1,163,089	28,495	1,191,584	13,725	1,000	4,142	9,628

8款 土木費
2項 道路橋梁費

2 道路維持費	317,275	353,930	671,205	193,927	137,200		22,803
3 道路新設改良費	129,527	175,570	305,097	9,529	163,500		2,541
計	583,466	529,500	1,112,966	203,456	300,700		25,344

8款 土木費
3項 河川費

1 河川改良費	11,304	20,000	31,304		20,000		
---------	--------	--------	--------	--	--------	--	--

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
18 負担金、補助及び交付金	6,814	水産資源活用等支援事業費補助金	1,481
		ギンザケ養殖施設リース補助金	5,333
10 需用費	275	漁村緑地広場維持管理費	1,089
13 使用料及び賃借料	814		
14 工事請負費	4,708	漁港整備事業費〔単独〕	4,708

10 需用費	982	観光交流センター維持管理費	1,650
12 委託料	668	企業立地促進事業費補助金	15,070
18 負担金、補助及び交付金	15,070		
7 報償費	300	観光施設維持管理費	4,125
8 旅費	360	日本一の白樺美林「白樺再生」事業費	
10 需用費	4,870	(財源更正)	1,000
11 役務費	975	ロケ地連携情報発信・交流事業費〔地方創生〕	650
12 委託料	4,270	地域の観光資源を活用した看板商品創出事業費	7,000
17 備品購入費	1,000		

8 旅費	20	道路維持補修事業費〔補助〕	338,800
10 需用費	110	道路維持補修事業費〔単独〕	15,130
12 委託料	△10,140		
14 工事請負費	363,940		
8 旅費	100	道路新設改良事業費〔補助〕	6,485
10 需用費	476	道路新設改良事業費〔単独〕	165,085
11 役務費	105	交通安全施設整備事業費	4,000
12 委託料	12,606		
14 工事請負費	158,358		
16 公有財産購入費	2,555		
21 補償、補填及び賠償金	1,370		

10 需用費	530	河川改良事業費〔単独〕	20,000
--------	-----	-------------	--------

6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

8款 土木費
3項 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	11,304	20,000	31,304		20,000		

8款 土木費
5項 都市計画費

4公園費	22,071	15,000	37,071	2,900	4,500	10,000	△2,400
計	327,163	15,000	342,163	2,900	4,500	10,000	△2,400

9款 消防費
1項 消防費

2非常備消防費	96,099	36,712	132,811	4,675			32,037
5災害対策費	57,332	12,003	69,335			27	11,976
計	1,039,419	48,715	1,088,134	4,675		27	44,013

10款 教育費
1項 教育総務費

5教育研究指導費	24,672	0	24,672	373			△373
計	221,061	0	221,061	373			△373

10款 教育費
2項 小学校費

1学校管理費	178,326	285,185	463,511	93,524	176,200	14,778	683
3学校建設費	17,497	0	17,497				
計	304,743	285,185	589,928	93,524	176,200	14,778	683

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	19,470	千円

14 工事請負費	4,000	公園整備事業費〔単独〕	15,000
17 備品購入費	11,000		

1 報酬	20,737	消防団員報酬	20,737
10 需用費	14,025	消防団員被服等購入費	14,025
18 負担金、補助及び交付金	1,950	消防団活性化対策協議会補助金	1,950
8 旅費	△99	災害対策事業費	10,048
10 需用費	1,067	防災土養成事業費	1,955
12 委託料	11,262		
18 負担金、補助及び交付金	△254		
21 補償、補填及び賠償金	27		

		スクールソーシャルワーカー派遣事業費 (財源更正)	373
--	--	------------------------------	-----

10 需用費	349	学校維持補修経費	1,583
12 委託料	10,483	学校空調設備整備事業費	283,602
14 工事請負費	274,353		
8 旅費	△12	久慈湊小学校移転改築事業費 (組替)	12
18 負担金、補助及び交付金	12		

8款 土木費 9款 消防費 10款 教育費

10款 教育費
3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	千円 171,203	千円 160,489	千円 331,692	千円 52,982	千円 99,300	千円 7,328	千円 879
計	245,092	160,489	405,581	52,982	99,300	7,328	879

10款 教育費
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	131,325	942	132,267	327			615
3 文化会館費	166,966	0	166,966			5,000	△5,000
計	396,666	942	397,608	327		5,000	△4,385

10款 教育費
5項 保健体育費

2 体育施設費	118,369	20,647	139,016				20,647
3 学校給食費	387,957	1,463	389,420				1,463
計	562,651	22,110	584,761				22,110

節		説 明	千円
区 分	金 額		
10 需用費	169	学校維持補修経費	879
12 委託料	6,650	学校空調設備整備事業費	159,610
14 工事請負費	153,670		

8 旅費	31	文化財保管・展示施設維持管理費	242
10 需用費	476	歴史文化で結ぶ都市間交流事業費〔地方創生〕	700
11 役務費	80		
12 委託料	355		
		文化会館自主事業費 (財源更正)	5,000

12 委託料	2,618	体育施設維持管理費	20,647
14 工事請負費	18,029		
12 委託料	1,463	学校給食センター運営管理費	1,463

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		24,516	7,520 (3.20)	267	102	32,405	10,641	43,046	
	議 員	20	74,052		23,419 (3.20)			97,471	23,444	120,915	
	その他の 特別職	1,607	107,489					107,489		107,489	
	計	1,630	181,541	24,516	30,939	267	102	237,365	34,085	271,450	
補正前	長 等	3		24,516	7,520 (3.20)	267	102	32,405	10,641	43,046	
	議 員	20	74,052		23,419 (3.20)			97,471	23,444	120,915	
	その他の 特別職	1,607	86,752					86,752		86,752	
	計	1,630	160,804	24,516	30,939	267	102	216,628	34,085	250,713	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職		20,737					20,737		20,737	
	計		20,737					20,737		20,737	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(287) 355	303,844	1,393,879	800,906	2,498,629	715,395	3,214,024	
補正前	(285) 355	299,619	1,393,879	800,072	2,493,570	714,600	3,208,170	
比 較	(2)	4,225		834	5,059	795	5,854	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後		39,348	24,803	1,074	432	21,370
補正前		39,348	24,803	1,074	432	21,370	107,119
比 較							
区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)		
補正後	28,376		21,328	556,216	840		
補正前	28,376		21,328	555,382	840		
比 較				834			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(13) 332		1,241,073	698,118	1,939,191	615,607	2,554,798	
補正前	(13) 332		1,241,073	698,118	1,939,191	615,607	2,554,798	
比 較	()							

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

区 分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	39,348	17,207	1,074	432	21,370	100,683
補正前	39,348	17,207	1,074	432	21,370	100,683
比 較						
区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
補正後	28,376		21,328	467,460	840	
補正前	28,376		21,328	467,460	840	
比 較						

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(274) 23	303,844	152,806	102,788	559,438	99,788	659,226	
補正前	(272) 23	299,619	152,806	101,954	554,379	98,993	653,372	
比 較	(2)	4,225		834	5,059	795	5,854	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
補正後	7,596			6,436	88,756
補正前	7,596			6,436	87,922
比 較					834

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	4,225	その他の 増減分	4,225	○実績見込みによる増
職員手当	834	その他の 増減分	834	○実績見込みによる増

地方債の前年度末における現在高及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
		当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,013,383	734,400	109,060	1,638,723
2 民生債	76,478		29,094	47,384
3 衛生債	1,611,748		76,025	1,535,723
4 農林水産業債	1,853,655	166,500	221,810	1,798,345
5 商工債	1,576,838	218,800	75,397	1,720,241
6 土木債	3,124,992	504,800	526,446	3,103,346
7 消防債	141,573	44,400	41,007	144,966
8 教育債	2,194,131	292,200	591,767	1,894,564
9 災害復旧債	3,053,256		268,908	2,784,348
10 歳入欠かん債	2,601		1,300	1,301
11 減収補てん債	49,311		3,484	45,827
12 住民税等減税補てん債	30,840		10,264	20,576
13 臨時財政対策債	7,210,293	439,320	657,739	6,991,874
合 計	21,939,099	2,400,420	2,612,301	21,727,218

議案第2号

令和4年度

久慈市国民健康保険 特別会計補正予算

(第 1 号)

令和4年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度久慈市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,815,120千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月9日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲一

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 2,836,916	千円 1,650	千円 2,838,566
	2 県補助金	2,823,084	1,650	2,824,734
歳入合計		3,813,470	1,650	3,815,120

事 業 勘 定

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 44,383	千円 1,650	千円 46,033
	2 徴税費	12,700	1,650	14,350
歳 出 合 計		3,813,470	1,650	3,815,120

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 県支出金	2,836,916	1,650	2,838,566
歳入合計	3,813,470	1,650	3,815,120

事業勘定
補正予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	44,383	1,650	46,033
歳出合計	3,813,470	1,650	3,815,120

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
1,650			
1,650			

2 歳 入

4 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 保険給付費等交付金	2,823,084	1,650	2,824,734
計	2,823,084	1,650	2,824,734

節		区 分	金 額	説 明
2	特別交付金		1,650	特別調整交付金
				1,650

3 歳 出

1 款 総務費
2 項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	10,128	1,650	11,778	1,650			
計	12,700	1,650	14,350	1,650			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
12 委託料	1,650	国保税賦課事務経費
		1,650

議案第3号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第34条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第34条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第35条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規

定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の2の8第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の2の9第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の2の9第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配

当等申告書（同条第4項に規定する条約適用配当等申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第36条を削る。

（手数料条例の一部改正）

第2条 手数料条例（平成18年久慈市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「閲覧に供する事務」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）に供する事務」に改め、同条第13号中「の交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 市税条例等の一部を改正する条例（令和3年久慈市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち市税条例第37条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第27条第2項及び第37条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中市税条例第37条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第37条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第36条を削る改正規定並びに第3条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中市税条例第34条第4項及び第6項、第35条の9第1項及び第2項、第37条の2第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条

の2の8第4項並びに第18条の2の9第4項及び第6項の改正規定並びに第3条（市税条例等の一部を改正する条例（令和3年久慈市条例第9号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中市税条例第19条の3第1項の改正規定及び第2条の規定並びに次条並びに附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の市税条例第19条の3第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以降にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第37条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の市税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の手数料条例第2条第12号（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（次項において「3号施行日」という。）以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の手数料条例第2条第13号（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、3号施行日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

令和4年6月9日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の延長、納税証明書の交付等に係る記載事項の特例措置の追加等所要の改正をしようとするものである。

議案第4号

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年久慈市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「定員」を「定員等」に改め、同条中「860人」の次に「とし、団員の区分は、基本消防団員及び機能別消防団員」を加え、同条に次の2項を加える。

2 基本消防団員は、次項に掲げる団員以外の団員とする。

3 機能別消防団員は、任命に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されている団員とする。

第3条第1号中「勤務する者」の次に「。ただし、団長が特に認める場合は、この限りでない。」を加える。

第5条第2項第2号中「転勤したとき。」の次に「ただし、団長が特に認める場合は、この限りでない。」を加える。

第12条第1項の表を次のように改める。

区分		報酬	
基本消防団員	団長	年額156,000円	
	副団長	年額104,500円	
	本部長	年額88,000円	
	副本部長	年額82,000円	
	本部分団長	年額82,000円	
	分団分団長	年額82,000円	
	副分団長	年額62,000円	
	本部付部長	年額51,000円	
	分団部長	年額51,000円	
	本部付班長	年額41,500円	
	分団班長	年額41,500円	
	その他の団員	年額36,500円	
機能別消防団員		年額18,000円	
出動報酬	災害出動及び行方	4時間以内	1回につき2,500円

	不明者捜索	4時間超 7時間以内	1回につき5,000円
		7時間超	1回につき8,000円
	警戒、訓練、点検 その他の活動	1時間以内	1回につき2,100円
		1時間超 4時間以内	1回につき2,500円
		4時間超	1回につき5,000円
	機関員報酬	ポンプ自動車	
小型動力ポンプ		年額7,400円	

第2条 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表出動報酬の部警戒、訓練、点検その他の活動の款1時間以内の項中「2,100円」を「1,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年8月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第12条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

令和4年6月9日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

消防団員の確保を図るため、機能別消防団員制度の導入、消防団員報酬の増額等所要の改正をしようとするものである。

議案第5号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第57条中「「交付し」」を「「交付しなければならない。」」に、「通知し」を「通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（以下この項において「新条例」という。）第57条の規定により読み替えて適用する新条例第56条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援に適用し、同日前に行われた特定子ども・子育て支援については、なお従前の例による。

令和4年6月9日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定子ども・子育て支援提供証明書の交付に係る事務を改めようとするものである。

報告第1号

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和4年4月20日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所

氏名

3 損害賠償の額 633,908円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和4年2月17日午後4時50分頃、山形町霜畑地内の市道川井関線において、市の保有する除雪車が除雪作業中に一時停止し、相手方車両が真後ろに停車していたことに気づかず後進して、フロントバンパーに歪みや傷を発生させたものである。

令和4年6月9日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 (保有者) 久慈市
久慈市長 遠藤 護 一

(運転者)

乙

(2) 日 時 令和4年2月17日 午後4時50分頃

(3) 場 所 久慈市山形町霜畑第16地割地内 (市道川井関線、清水川橋付近)

(4) 車 両

甲 車台番号 SF5XL-00104

登録番号 岩手100は4288

乙 車台番号

登録番号

(5) 概 況

令和4年2月17日午後4時50分頃、甲が所有する車両の除雪作業中に一時停止し、相手方車両が真後ろに停車していたことに気づかず後進して、フロントバンパーに歪みや傷を発生させたもの。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた乙の車両損害に対し、甲は乙に別紙損害明細書のとおり633,908円を支払うものとする。

(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申し立てをしないこととして円満に成立した。

令和4年4月20日

甲 久慈市
代表者 久慈市長 遠藤 護 一

乙



別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
当事者	甲	乙
車両損害額	① 0円	② 633,908円
責任割合	③ 100%	④ 0%
甲・乙の責任額	⑤ 633,908円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦ 甲は、乙に対して、本事故による車両損害額633,908円を支払う。	